

システム開発と情報化 追補資料

C03E

著作権法の一部改正により、著作権の保護期間が変更されました。以下をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めてくださいますようお願いいたします。

頁	該当箇所	対応箇所
P. 288	(3) 著作権に関する 注意点	旧 ③ ~ 著作者の死後 <u>50</u> 年が経過するまでである。 ④ ~ 公表後 <u>50</u> 年が経過するまでであり、著作物を <u>50</u> 年以内に公表しなかった場合は、創作後 <u>50</u> 年が経過するまでである。
		新 ③ ~ 著作者の死後 <u>70</u> 年が経過するまでである。 ④ ~ 公表後 <u>70</u> 年が経過するまでであり、著作物を <u>70</u> 年以内に公表しなかった場合は、創作後 <u>70</u> 年が経過するまでである。
P. 295	21 知的財産適用 管理	旧 (2) ~ 公表後 <u>50</u> 年が経過するまでであり、著作物を <u>50</u> 年以内に公表しなかった場合は、創作後 <u>50</u> 年が経過するまでである。
		新 (2) ~ 公表後 <u>70</u> 年が経過するまでであり、著作物を <u>70</u> 年以内に公表しなかった場合は、創作後 <u>70</u> 年が経過するまでである。

※最新の正誤情報はウイネットホームページ(<https://wenet.co.jp>)で公開しております。

[商品カテゴリ]→[情報処理技術者試験]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット